

## 8 選挙公営

### (1) 選挙公報

#### ア 選挙公報発行状況

候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たりの印刷費(税抜)
					印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計	
129	4月3日	129	2,158,950	1,785,028	3日	5日	8日	ブランケット版 4.28円 タブロイド版 2.50円

#### イ 選挙公報の配布方法

	特例配布の届出があった市町数(市町名)
市	11(姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、丹波市、南あわじ市、淡路市)
町	1(稲美町)

(注) 法第170条第2項による届出のあった市町である。(無投票を含む。)

#### ウ 「選挙のお知らせ」点訳版の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
(財)兵庫県視覚障害者福祉協会 (点字による「選挙のお知らせ」)	550	県選管より郵便により直送 (一部市町より送付)	630円

#### エ 「選挙のお知らせ」音声版の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
(財)兵庫県視覚障害者福祉協会 (音声による「選挙のお知らせ」)	717	県選管より郵便により直送 (一部市町より送付)	1,100円

(2) ポスター掲示場

ア 投票区の規模別設置数

区分	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		計	
	2 km <sup>2</sup> 未満	2 km <sup>2</sup> ～ 4 km <sup>2</sup>	4 km <sup>2</sup> ～ 8 km <sup>2</sup>	8 km <sup>2</sup> 以上	4 km <sup>2</sup> 未満	4 km <sup>2</sup> ～ 8 km <sup>2</sup>	8 km <sup>2</sup> 以上	4 km <sup>2</sup> 未満	4 km <sup>2</sup> 以上	4 km <sup>2</sup> 未満	4 km <sup>2</sup> 以上		
市	投票所数	68	74	105	132	908	87	128	162	11	1	2	1,678
	掲示場設置数	328	391	616	905	6,438	732	1,271	1,331	101	9	20	12,142
町	投票所数	10	14	36	74	45	12	22					213
	掲示場設置数	50	70	217	503	333	99	263					1,535
計	投票所数	78	88	141	206	953	99	150	162	11	1	2	1,891
	掲示場設置数	378	461	833	1,408	6,771	831	1,534	1,331	101	9	20	13,677

(注) 無投票であっても、告示日当日に実際に掲示板を設置した数を含む

イ 新規、既設別設置数

区分	新設した掲示場数		既設のものを再使用した 掲示場数		レンタル 資材を使用	計
	恒久的	その他	恒久的	その他		
市	209	11,933				12,142
町	66	1,184			285	1,535
計	275	13,117			285	13,677

(注) 無投票であっても、告示日当日に実際に掲示板を設置した数を含む

ウ 市区町別設置数

区分 市区町名	投票区数	法定数	設置数	減少数	区分 市区町名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	355	2,571	2,571		小野市	30	200	200	
東灘区	42	304	304		三田市	34	258	258	
灘区	30	217	217		加西市	30	216	216	
中央区	30	214	214		篠山市	53	377	359	18
兵庫区	34	236	236		養父市	28	226	226	
北区	55	414	414		丹波市	40	331	331	
長田区	34	234	234		南あわじ市	30	235	235	
須磨区	39	277	277		朝来市	53	376	341	35
垂水区	42	309	309		淡路市	40	280	280	
西区	49	366	366		宍粟市	31	254	254	
姫路市	109	842	835	7	加東市	21	159	159	
尼崎市	87	643	643		猪名川町	14	101	101	
明石市	75	526	526		多可町	11	96	96	
西宮市	120	848	848		稲美町	21	135	135	
洲本市	31	209	209		播磨町	13	91	91	
芦屋市	21	153	153		神河町	11	90	90	
伊丹市	55	383	383		市川町	16	108	108	
相生市	23	152	152		福崎町	13	91	91	
豊岡市	64	505	505		太子町	9	66	66	
加古川市	70	501	501		上郡町	11	87	87	
たつの市	35	260	260		佐用町	37	279	250	29
赤穂市	22	157	157		香美町	34	257	245	12
西脇市	33	223	223		新温泉町	23	175	175	
宝塚市	62	443	443						
三木市	48	336	336		市計	1,678	12,202	12,142	60
高砂市	30	204	204		町計	213	1,576	1,535	41
川西市	48	334	334		県計	1,891	13,778	13,677	101

工 選挙区別設置数

選挙区名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	355	2,571	2,571	
東灘区	42	304	304	
灘区	30	217	217	
中央区	30	214	214	
兵庫区	34	236	236	
北区	55	414	414	
長田区	34	234	234	
須磨区	39	277	277	
垂水区	42	309	309	
西区	49	366	366	
姫路市	109	842	835	7
尼崎市	87	643	643	
明石市	75	526	526	
西宮市	120	848	848	
洲本市	31	209	209	
芦屋市	21	153	153	
伊丹市	55	383	383	
相生市	23	152	152	
豊岡市	64	505	505	
加古川市	70	501	501	
たつの市及び揖保郡	44	326	326	
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	70	523	494	29
西脇市及び多可郡	44	319	319	
宝塚市	62	443	443	
三木市	48	336	336	
高砂市	30	204	204	
川西市及び川辺郡	62	435	435	
小野市	30	200	200	
三田市	34	258	258	
加西市	30	216	216	
篠山市	53	377	359	18
養父市	28	226	226	
丹波市	40	331	331	
南あわじ市	30	235	235	
朝来市	53	376	341	35
淡路市	40	280	280	
宍粟市	31	254	254	
加東市	21	159	159	
加古郡	34	226	226	
神崎郡	40	289	289	
美方郡	57	432	420	12
計	1,891	13,778	13,677	101

(3) 公営施設使用の個人演説会

ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設					合計
	学校	公民館	公会堂	社寺	農協組 業 同 合	商工 会 議 所	その他	計	
市	1,487	253	209				672	672	2,621
町	93	39	3				74	74	209
計	1,580	292	212				746	746	2,830

イ 会場使用度数

区分	施設の使用度数						合計	
	学校及び公民館		公会堂		指定施設		公費負担	候補者負担
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担		
市	65		18		100	4	183	4
町	6				15		21	
計	71		18		115	4	204	4

(4) 選挙運動用自動車

区分	一般運送契約によるもの (ア)	(ア)以外の契約によるもの				合計
		自動車の借入 (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした候補者数	人 4	人 106	人 111	人 99		
延べ使用(従事)日数	日 28	日 858		日 779		
契約金額の総額	円 1,743,000	円 9,578,244	円 2,492,107	円 9,689,000	円 21,759,351	円 23,502,351
基準額の総額	円 1,806,000	円 13,127,400	円 5,791,800	円 9,737,500	円 28,656,700	円 30,462,700
請求額の総額	円 1,743,000	円 9,573,744	円 2,492,107	円 9,621,500	円 21,687,351	円 23,430,351

- (注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。  
 2 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。  
 3 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに(ア)1日64,500円×使用日数(イ)1日15,300円×使用日数(ウ)7,350円×選挙運動日数(エ)12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。  
 4 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

(5) 選挙運動用ポスター

(その1)

作成した候補者数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
129人	75,072,627円	101,970,679円	73,829,244円	848円

(注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に当該選挙区におけるポスター掲示場数が、

(1)500以下の場合  $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$  による単価

(2)501以上の場合  $\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$  による単価

をそれぞれに乗じたものの合計である（単価はいずれも1円未満の端数は切りあげ）。

(その2)

選挙区	単価限度額(円)	選挙区	単価限度額(円)
神戸市東灘区	1,504	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	1,122
神戸市灘区	1,902	西脇市及び多可郡	1,457
神戸市中央区	1,922	宝塚市	1,192
神戸市兵庫区	1,790	三木市	1,409
神戸市北区	1,240	高砂市	1,991
神戸市長田区	1,801	川西市及び川辺郡	1,205
神戸市須磨区	1,601	小野市	2,020
神戸市垂水区	1,488	三田市	1,681
神戸市西区	1,336	加西市	1,909
姫路市	678	篠山市	1,352
尼崎市	873	養父市	1,847
明石市	1,061	丹波市	1,423
西宮市	668	南あわじ市	1,796
洲本市	1,955	朝来市	1,396
芦屋市	2,484	淡路市	1,589
伊丹市	1,299	宍粟市	1,699
相生市	2,497	加東市	2,410
豊岡市	1,104	加古郡	1,847
加古川市	1,113	神崎郡	1,556
たつの市及び揖保郡	1,437	美方郡	1,230